

リヒテンシュタインの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

リヒテンシュタイン公国（ドイツ語では「Fürstentum Liechtenstein」。以下「リヒテンシュタイン」という）は、スイスとオーストリアにはさまれた立憲君主制国家である。国土の面積は小豆島ほどであり、人口は約37,000人しかいない。公用語はドイツ語、通貨はスイス・フランである。

1719年に神聖ローマ皇帝カール6世が、リヒテンシュタイン公領として自治権を認めたことが、リヒテンシュタインの始まりであった。1806年の神聖ローマ帝国の崩壊により独立し、ドイツ連邦に加わったが、1866年にドイツ連邦の解体により独立した。1867年には永世中立国となり、1868年には軍隊を廃止した（但し、スイス軍が、1919年に交わした合意に基づき、リヒテンシュタインを防衛することとなっている）。1923年にスイスとの間で関税同盟を結び、スイス・フランを通貨とする等、スイスとの結び付きを強めた。リヒテンシュタインは、第一次・第二次世界大戦の間も、非武装中立政策を貫いた²。

リヒテンシュタインは、従来から、タックスヘイブン（租税回避地）として有名であり、自然人の人口よりもペーパーカンパニー等の法人の数の方が多いとも言われてきた。しかし、2009年以降、より透明性の高いルールに移行する姿勢を示してきている³。

リヒテンシュタインは、EUには加盟していないが、1990年に国連、1991年に欧州自由貿易連合（EFTA）、1995年に欧州経済地域（EEA）及び世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、シェンゲン協定にも加盟している。

リヒテンシュタイン法は、スイス法、オーストリア法及びドイツ法の影響を強く受けしており、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。

II 憲法

リヒテンシュタインの憲法は、1921年に制定され、その後、幾度もの改正を受けている。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるリヒテンシュタインの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）384頁等を参照した。

³ 2012年には、日本との間で、租税情報交換協定が締結され、発効した。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/241130li.htm

リヒテンシュタイン憲法典の主な体系は、表1のとおりである。

表1：リヒテンシュタイン憲法典（2014年2月1日現在）の主な体系⁴

第1章 公国		第1条～第6条
第2章 公爵		第7条～第13条の3
第3章 国家の責任		第14条～第27条
第4章 リヒテンシュタイン市民の一般的な権利及び義務		第27条の2～第44条
第5章 議会		第45条～第70条
第6章 国家委員会		第71条～第77条
第7章 内閣		第78条～第94条
第8章 裁判所	A. 一般規定	第95条～第96条
	B. 通常裁判所	第97条～第101条
	C. 行政裁判所	第102条～第103条
	D. 憲法裁判所	第104条～第105条
第9章 行政機関及び公務員		第106条～第109条
第10章 地方自治体		第110条～第111条
第11章 憲法の改正及び解釈		第112条～第113条
第12章 最終規定		第114条～第115条

1 統治機構

（1）公爵

リヒテンシュタインの国家元首は、公爵である（7条1項）。主権は公爵及び国民に属する（2条）。公爵は、リヒテンシュタイン家⁵の当主たる男子が世襲する。公爵は、首相任命権、議会解散権、法案拒否権等、重要な権限を多数有している。欧州の他の立憲君主国の君主の権限が名目的・儀礼的なものであるのに対し、リヒテンシュタインの公爵の権限は、非

⁴ 憲法典の英訳は、リヒテンシュタイン政府の下記ウェブサイトに掲載されている。

<http://www.gesetze.li/lilexprod/dloadpdf.jsp?smatik=201>

⁵ 資産総額約30億ユーロを有するとも言われるリヒテンシュタイン家は、リヒテンシュタイン公国の国庫からの歳費収入に依存していない。リヒテンシュタイン家が国外に所有する私有地の面積は、リヒテンシュタイン公国の国土よりはるかに広大である。齋藤康輝著「世界の憲法（1）立憲君主国憲法」（『朝日法学論集 第43号』（朝日大学、2012年）所収）115頁。

常に強大であるといえる⁶。2012 年に、重要政策の決定について行われる国民投票の結果についての公爵の拒否権を制限するかどうかにつき、国民投票が行われたが、約 76% の圧倒的な反対多数で否決された⁷。

(2) 議会

リヒテンシュタインの議会（ドイツ語では「Landtag」）は、一院制である。1984 年になって、男性のみによる国民投票により、女性の参政権が認められた。議員の議席は 25 議席であり（46 条 1 項）、議員の任期は 4 年である（47 条）。議会は、公爵により解散されることがある（48 条 1 項）。

議会は、立法及び条約批准等の権限を有する（62 条）ほか、行政機関及び司法機関に対する監督権限をも有する（63 条 1 項）。

議会が閉会又は解散している間は、国家委員会が、議会の役割を代行することとされている（71 条）。

(3) 内閣

内閣は、首相及び 4 名の閣僚（計 5 名）で構成される（79 条 1 項）。首相及び閣僚は、議会の同意を得て、公爵により任命される（79 条 2 項）。首相及び閣僚の任期は 4 年である（79 条 6 項）。

リヒテンシュタインは、議院内閣制を採用している。即ち、内閣が公爵又は議会の信任を失った場合、内閣はその権限を行使することができない。新たな内閣が組閣されるまで、公爵は、臨時内閣を任命して内閣の職務を行わせることとされている（80 条 1 項）。

(4) 裁判所

リヒテンシュタインの裁判所には、大きく分けて、通常裁判所、行政裁判所及び憲法裁判所の 3 種類がある⁸。

通常裁判所としては、第一審としての地方裁判所、第二審としての控訴裁判所、及び最終審としての最高裁判所がある（97 条 1 項）。通常裁判所は、民事事件及び刑事事件を管轄する（100 条）。

行政事件を管轄する行政裁判所は、公爵により任命された 5 名の判事及び 5 名の判事補により構成される。判事の過半数は、リヒテンシュタインの市民権を有していないなければならない（102 条 1 項）。判事及び判事補の任期は 5 年であり、毎年 1 名ずつの任期が到来する

⁶ 斎藤・前掲書 114 頁。

⁷ 斎藤・前掲書 116 頁。

⁸ 国連薬物犯罪事務所が 2015 年 4 月に公表した「犯罪及び刑事司法統計」によると、リヒテンシュタインの人口 10 万人あたりの裁判官数は、180 人であり、調査対象となった 81 か国の中で最も多かった。ちなみに、日本は、2.9 人であり、74 位であった。

<http://shiho.hatenablog.jp/entry/2015/05/28/211753>

という方式による（102条2項）。

憲法裁判所は、①憲法上の人権を保障すること、②裁判所及び行政機関の間の権限衝突を解決すること、③閣僚に対する弾劾裁判を行うこと、④法律及び条約の違憲審査を行うこと等の権限を有する（104条）。憲法裁判所は、公爵により任命された5名の判事及び5名の判事補により構成される。判事の過半数は、リヒテンシュタインの市民権を有していなければならぬ⁹。判事及び判事補の任期は5年であり、毎年1名ずつの任期が到来するという方式による（105条）。

2 人権

リヒテンシュタイン憲法の「第3章 国家の責任」においては、14か条にわたり、国家が国民に提供すべき公共サービスが規定されている。それらの規定の中には、実質的に、生存権及び教育を受ける権利等の人権規定といえるものが含まれている。

また、「第4章 リヒテンシュタイン市民の一般的な権利及び義務」においては、19か条にわたり、人権が規定されている。日本国憲法で規定されているような人権は、ほぼ同様に保障されているといえる。リヒテンシュタイン憲法の特徴的な人権規定としては、①死刑は廃止されていること（27条2項）、②選挙権は18歳以上の市民に認められていること（29条2項）、③著作権についての規定があること（34条2項）、④ローマ・カトリック教会が国教会とされていること（37条2項）等が挙げられる。また、リヒテンシュタインは軍を廃止したが、憲法は、国民に対し、自国防衛義務を課している（44条）。即ち、「①武器を保有する全ての者は、60歳に達するまでは、緊急事態における自国の防衛に奉仕する責任がある。この緊急事態以外に、警察部隊及び国内秩序の保全の条項に必要な限りを除いては、軍隊を編成又は保持しない。詳細は、法律でこれを定める。」と規定している¹⁰。

3 法令及び判決例

リヒテンシュタインの主な法源は、憲法、制定法、施行規則、判決例、慣習法である。リヒテンシュタインの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。リヒテンシュタインの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、例えば、制定法が存在しない分野において、判断基準を具体化し、法を発展させるという役割を果たしている。

III 民法

リヒテンシュタインの民法は、オーストリアの民法が基本とされている。即ち、1811年

⁹ なお、リヒテンシュタインでは、裁判官はリヒテンシュタイン人とは限らず、スイス人やオーストリア人の裁判官も多い。

¹⁰ 齋藤・前掲書117頁。

に成立したオーストリアの「一般民法典」(Allgemeines Bürgerliches Gesetzbuch, ABGB)は、世界最古の民法典の一つといわれており、その体系は、「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス (Institutiones) 方式」と呼ばれるものであるが、1812年には、修正されることなく、リヒテンシュタインで施行された。その後、リヒテンシュタインでは、1923年には物権法を、1926年には個人及び会社法を制定する等して、ABGBを他の法律に置き換えていった。とはいえ、今日でも、相続法、婚姻法、親子法及びABGB債務法の大部分は、リヒテンシュタインで適用されている¹¹。

IV 会社法

リヒテンシュタインは人口約37,000人の小さな国であるが、従来から、低い法人税や厳格な銀行の秘密保護義務等のリヒテンシュタインの特質が、外国の企業や富裕層の個人の関心を強く引き付けてきた。

リヒテンシュタインに現地法人を設立する際に利用される主な会社は、株式会社(Aktiengesellschaft (AG))である。これは、株主が株式の引受価額を限度とする有限の出資義務のみを負う会社である。最低資本金額は5万スイス・フラン/5万ユーロ/5万米ドルである。株主総会、取締役会及び監査役が必須である等、厳格な形式性が要求される。

この他、外国の企業や富裕層の個人によりよく利用されるものとして、財団や信託がある(それらの中にも、様々なタイプのものがある)¹²。

財団は、企業と信託の両方の特徴を兼ね備えた法人を指す。公益ではなく私益の追求を目的とする一般財団は、1926年制定の個人及び会社法により認められるようになったものであり、リヒテンシュタインの法制度の大きな特徴である。最低出資金額は3万スイス・フラン/5万ユーロ/5万米ドルである。

信託は、アングロ・サクソンの法制度がリヒテンシュタインに取り入れられたものであり、とくに欧米の富裕層により、よく利用されている。リヒテンシュタインの信託は、法人格のある場合と無い場合とがある。

V 民事訴訟法

リヒテンシュタインの民事訴訟法典は、オーストリアの民事訴訟法典を基本としている。そして、リヒテンシュタインの民事訴訟実務においても、オーストリアにおける法律文献及

¹¹ ヴィルヘルム・ブラウネーダー著、堀川信一訳「ヨーロッパ私法典としてのオーストリア一般民法典」(『一橋法学 第10巻 第1号』(一橋大学大学院法学研究科、2011年) 所収) 20頁・24頁。

¹² <http://www.oneworldweb.net/CMSPages/GetFile.aspx?guid=688e21b0-c6d3-4cae-b6fd-1c7ec9ace981>

び裁判所実務を参考することが多い¹³。

リヒテンシュタインの民事訴訟手続に関しては、口頭審理主義、直接主義、自由心証主義が採られている（憲法 100 条 1 項）。第一審は、単独体又は合議体の裁判官により審理される（憲法 100 条 2 項）。第二審及び最終審は合議体の裁判官により審理される（憲法 100 条 3 項）。

リヒテンシュタインでは、ほとんどの民事紛争の場合、訴訟を提起する前に、調停を申し立てなければならないとされている。調停申立人は、弁護士を選任する必要は無く、本人が申し立てることが可能である¹⁴。

VI 刑事法

リヒテンシュタインの刑法は、スイスの刑法が基本とされている。刑事訴訟手続に関しては、職権主義が採られている（憲法 100 条 1 項）。

一般的にリヒテンシュタインの犯罪発生率は低いと言われているが、リヒテンシュタインにおいて脱税やマネー・ローンダリング等の経済犯罪がどの程度発生しているのかは、必ずしも明らかではない。例えば、2006 年から 2007 年にかけて、リヒテンシュタインの LGT の従業員が、4000 名以上の顧客の口座データを、脱税捜査をしていたドイツの当局に引き渡すという事件が発生した（その後、ドイツでは、このデータをもとにして、脱税事件の捜査が大規模に行われた）。これは、リヒテンシュタインの刑法 124 条 2 項が規定する「外国の利益のための営業秘密の可罰的利用及びそれへの関与」の構成要件に該当するものであった¹⁵。近時は、リヒテンシュタイン等のようにタックスヘイブンと呼ばれる国の金融機関が、マネー・ローンダリングや脱税の捜査を担当する外国の捜査機関に対し、一定程度の協力をする傾向がある。

VII 参考資料

以上、リヒテンシュタイン法の概要を簡単に紹介してきたが、リヒテンシュタイン法についての日本語の文献・論文等は極めて少ない。英語の文献・論文等も多くはないが、リヒテンシュタインにおける会社・財団・信託等については、比較的多くの英語の文献がある。

今後、とくに、リヒテンシュタインにおける会社・財団・信託等に関する日本語の文献・

¹³ “Summary: Civil litigation in Liechtenstein”, SEEGER, FRICK UND PARTNER (2013)

¹⁴ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME II』(ABC CLIO, 2002 年) 914 ~915 頁。

¹⁵ ウルリッヒ・ズィーバー著、甲斐克則ほか訳「リヒテンシュタイン事件における捜査一問題点と一次的回答」(『早稲田法学 85 卷 4 号』(早稲田大学法学会、2010 年) 所収) 147~148 頁。



論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.12』（国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第39回 リヒテンシュタイン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。